

平成 16 年度第 4 回総合セキュリティ対策会議
(平成 17 年 3 月 23 日)
発言要旨

【平成 16 年中のサイバー犯罪の検挙・相談状況等について】

(事務局より説明)

(質疑応答)

○ データ等数値的なことだけでなく、犯行の手口の変化等の警察ならではの視点からの分析を実施していかなければならない。

○ 相談件数の急増に見られるように、社会が警察に期待する機能が高まっている。今後、情報の提供や刑事警察としての事後対処だけでなく、警察が蓄積した情報をもとにした技術的なサービスの提供やそのための基盤や制度整備など、広く実際に、犯罪を防止する観点からの官民連携が期待される場所である。

○ 出会い系サイト規制法の実効性について警察としてどのように認識しているか。

○事務局 出会い系サイトに関係する事件の検挙件数、特に重要犯罪の検挙件数が減少しており、また、被害に遭った児童の数も著しく減少していることから、一定の効果があつたものとする。

【「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」について】

(特許庁より説明)

(質疑応答)

○ ある商標が二つの国で成り立っている場合、他国の法令との関係はどうなるのか。

○特許庁 あくまでも個々の国において行われた行為が商標権を侵害するかということについては、それぞれの国の法令に基づいて判断されることである。

【来年度の議題について】

○ ホットライン活動の推進についてであるが、現状においてどのような問題点があるのか確認しておく必要がある。

○事務局 現状においては、財団法人インターネット協会が事務局となって、インターネットホットライン連絡協議会を設立しているが、同協議会においては違法・有害情報について通報・削除勧告といった機能までは持っていないので、国民からの違法・有害情報に関する情報提供についてワンストップサービスの対応を検討する必要がある。

○ インターネットホットライン連絡協議会については、あちこちで似たような内容の通報や相談が寄せられる状況にあることから、問題解決のため相談を受け付ける側の情報交換やスキルアップを行うために設立したものである。しかし、その後も相談件数は増え続けていることから、ホットライン活動の推進については来年度取り上

げるべき議題であると理解している。

○ ホットライン活動の推進については、官民連携の形が最も如実に現れており、この場にふさわしい議論であると思う。ホットライン活動以外でもフィルタリング等様々な取組みが行われており、インターネットの話であるのでEUとアメリカとの関係についても触れる必要がある。

○ どのように苦情受付機関を構築していくべきかということについても議論していくべきであるとする。